

「被害者やその家族等への支援活動助成」2023 年度の助成決定にあたって

2023 年 9 月 29 日

社会福祉法人中央共同募金会

1.応募状況の概要

○「被害者やその家族等への支援活動助成」2023 年度の応募状況は、45 件（9,689 万円）でした。

○法人種別、応募団体の所在地別、A・B の助成種別（助成規模）、それぞれの応募件数は下記の通りです。

法人種別	応募件数
NPO 法人	17
公益財団法人	1
公益社団法人	14
一般社団法人	5
任意団体（法人格無し）	8
総件数	45

助成種別	応募件数
A 助成（100 万円上限） 自助グループ等の小規模活動助成	4
B 助成（300 万円上限） 一般助成	41
総件数	45

都道府県	応募件数
北海道	1
青森県	2
宮城県	3
秋田県	1
茨城県	1
東京都	17
神奈川県	2
富山県	1
岐阜県	3
静岡県	2
愛知県	4
滋賀県	1
大阪府	2
兵庫県	1
広島県	1
福岡県	2
宮崎県	1
17	45

2.助成決定の概要

○外部識者を含む審査委員会を開催し、応募団体の審査を行った結果、22 団体、総額 4,526 万円の助成を決定しました。

○財源が限られていることから、応募要項に照らし合わせて審査を行い、必要性・緊急性が高い活動、また確実に効果的な支援につながる活動であると応募書から判断されるものを決定いたしました。

○採択された活動を種類別に見ると、啓発 7、シェルター等の居場所提供 6、相談 4、人材育成 4、伴走支援 3、自助グループ支援 2、ネットワーク 1、グリーフケア 1、シェルター退所後のステップサポート 1 などとなっています（1 団体で複数種類に取り組む場合あり）。

3.助成決定にあたって（審査委員会コメント）

本助成は、犯罪・交通事故・性暴力・DV・児童虐待等による被害者やその家族・遺族（以下「被害者等」という）を支援する民間の非営利活動を、資金面から応援する目的で実施したものです。

被害者やその家族・遺族は、直接的な心身の被害以外にも、その影響に伴う経済的困窮、捜査・裁判の負担、うわさ話・報道などによる二次被害など、さまざまな被害に遭うことが少なくありません。再び平穏で安全な暮らしを取り戻すためには、被害者の孤立防止や社会復帰の支援など、周囲のサポートが不可欠です。

2004 年に制定された「犯罪被害者等基本法」に基づき、関係省庁の連携による取り組みが進められていますが、基本法の理念でもある「犯罪被害者等の個々の事情に応じた途切れない支援」を実現するためには、公的な支援だけでなく、個々の実情に応じて柔軟な支援ができる民間の支援活動が必要です。

今回初めてとなる「被害者やその家族等への支援活動助成」の実施に際しては、広範な地域から 45 件にのぼる応募をいただきました。

応募主体の主な内訳は、被害者支援センターから 16 件（1 団体による複数応募含む）、被害者支援活動を主とする団体や家族会等から 12 件、DV 被害女性向けのシェルターから 8 件、その他 9 件となっています。

団体の応募書からは、被害者にとって必要不可欠な支援活動でありながらも、制度の狭間にあって公的資金の及ばない、きめ細やかな寄りそい支援や人材育成、支援事業を遂行する上での人件費、現代的な手法による広報啓発などへの資金ニーズの高さがうかがえました。

応募内容のほとんどが、被害者支援のために非常に重要な活動であり、全ての活動をサポートしたい気持ちで、審査委員の誰もが大変悩みながら審査に臨みました。

その一方で、こうした助成金の応募経験が少ない様子が見て取れる応募書もいくつかあり、活動の重要性は推察できながらも、応募書から具体的な内容が読み取れないものは、残念ながら優先順位を下げざるを得ませんでした。

また、従来フードバンクや不登校の子どもたち、ひとり親家庭の支援などの活動を行っている団体で、元々の活動で何らかの被害者も対象としているという応募内容もありましたが、「主たる活動が被害者支援である」と読み取れないものについても、本助成の趣旨に鑑みて優先度が下がりました。

審査を経て採択された活動は、日頃の地道な支援活動を活かした包括的な支援であったり、活動内容に現代的なニーズに即した工夫が見られたり、シェルターや伴走支援等の緊急性の高い活動であったり、いずれも民間ならではの柔軟性を活かした支援活動といえるでしょう。

また、自助グループの運営支援や、被害者に対する相談や伴走支援に携わる人材の育成なども、その重要性や波及性が高く評価されました。

助成が決定された団体の皆さまには、本助成金が「被害者やその家族等への支援活動助成」に、特段のご理解をいただいた寄付者からの寄付金をもとに成り立っていることをふまえて、助成を受けた活動に対する理解や共感、社会的な認知を広げていただくとともに、被害者やその家族・遺族の皆さんを取り巻くさまざまな課題の解決に向けて、活動を十分に展開されることを期待します。

また、助成終了後の事業継続性を視野に入れながら、行政への働きかけ、自主財源の確保等にも努めていただければ幸いです。

なお、今回の助成は、組織の基盤整備を対象としたものではありませんが、審査を通じて、被害者支援団体の基盤強化やマネジメント力の向上、助成金だけに頼らない事業の継続性、事務局スタッフの世代交代等の課題も、改めて実感させられました。本来は行政が担うべき役割を、民間団体がやむにやまれず担っている実情もうかがえました。それらに対する中間支援のあり方もまた、大きな課題の一つであると言えるでしょう。

原資である寄付金が継続される限り、今後も助成内容をバージョンアップしつつ、被害者支援のニーズにできる限り応えてまいりたい所存です。本助成が、ひとりでも多くの方の支援につながれば幸甚です。

「被害者やその家族等への支援活動助成」審査委員会
審査委員 一同